

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府 省庁
0120010	特殊自動車の荷役走行の禁 規制の緩和	道路運送車両法第4条 道路交通法第55条、56 条、57条 国土交通省通達昭和30 年6月20日自車第331号	車両の運転者は、当該車両の乗車 又は積載のために設備された場所 以外の場所に積載して車両を運転 してはならない。	特殊自動車の登録を行っておらず、工場敷地内でのみ使用しているフォークリフトが、 製品を積載した状態で公道を走行できるようにすることで、製品輸送の効率化を図り、 工場の製品原価に与えるコスト増の影響を排除し、収益構造に良好な変化を与え、以 つて企業の活性化に貢献。	提案理由： 防府市の塩田跡地及び沖合埋立地に広がっている工場地帯は、工業専用地域として整備 され、現在、(株)マクダの組み立て工場を中心とした自動車関連企業群が多く立地して いる。近年、製造ラインの台頭に牽引される形で、輸出量が増加しており、多くの自動車部 品工場が、製造ラインの増設や工場建屋の新設を行っている。この影響で、同一会社の 第一工場と第二工場が隣接して立地したり、工場間を切り売したりなどでの移転も 現状で見受けられる。現在の車両の運転者には、車両の運転を可能とする。 代替措置： 道路交通法に基づく国土交通省通達で禁止さ れている特殊自動車の荷役走行を可能とす る。	C	道路運送車両法は、車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載して車 両を運転することを禁止しているが、これは、乗車設備又は積載設備以外の場所に積載 がなされれば、積載物が転落しやすくなったり、運転の妨げとなったり、積載物の破損 や火災の原因となったり、車両の安定性が害されたりなどのおそれがあるためである。 フォークリフトのフォーク部分のような車両の装置が道路運送車両法上の「積載のために 設備された場所」と認められる場合には、当該装置は道路運送車両法上の「物品積載裝 置」にも該当することとなるところ、フォークリフトのフォーク部分は、国土交通省にお いて、「物品積載装置」に該当しないものとされているので、道路交通法上の「積載の ために設備された場所」にも該当しない。 さらに、現在の車両の運転者には、車両の運転を可能とする。 これらの理由は、これが、第一工場と第二工場が隣接して立地したり、工場間を切り売したり、 工場間を移転したりする、道路運送車両の保安基準第27条にこから、そうした表面に積載 して運転することは危険である。 本特例措置があれば、公道を敷地内と同じ条件で製品輸送に活用でき、登録車両を 準備するコストを削減できる。 なお、一定の条件下で安全が確保できるのであれば、その条件の下に「物品積載裝 置」に認定されればよいと考える。	右提案主体からの意見に対しして 回答されたい。	道路運送車両法上「物品積載裝置」に当たらず、これが 故に道路交通法上「積載のために設備された 場所」に該当しないことを理解いたしました。 本件要望において規制の緩和を受けよう とする自動車関連企業群は、工業専用、工 業、準工業地域といった広大な面積を有する 用途制限された特異なエリアに立地していま す。このアリににおける製品等の輸送は、荷 崩れや事故等の予防措置を適切に講すれば、 一般住民の居住にたりて安全を確保するこ とに、物品積荷ハスクを極小化できる場合に は、道路運送車両の保安基準第27条にこから、 そうした表面に積載して運転することは危険である。 本件要望において規制の緩和を受けよう とする自動車関連企業群は、工業専用、工 業、準工業地域といった広大な面積を有する 用途制限された特異なエリアに立地していま す。このアリににおける製品等の輸送は、荷 崩れや事故等の予防措置を適切に講すれば、 一般住民の居住にたりて安全を確保するこ とに、物品積荷ハスクを極小化できる場合に は、道路運送車両の保安基準第27条にこから、 そうした表面に積載して運転することは危険である。 本件要望において規制の緩和を受けよう とする自動車関連企業群は、工業専用、工 業、準工業地域といった広大な面積を有する 用途制限された特異なエリアに立地していま す。このアリににおける製品等の輸送は、荷 崩れや事故等の予防措置を適切に講すれば、 一般住民の居住にたりて安全を確保するこ とに、物品積荷ハスクを極小化できる場合に は、道路運送車両の保安基準第27条にこから、 そうした表面に積載して運転することは危険である。 本件要望において規制の緩和を受けよう とする自動車関連企業群は、工業専用、工 業、準工業地域といった広大な面積を有する 用途制限された特異なエリアに立地していま す。このアリににおける製品等の輸送は、荷 崩れや事故等の予防措置を適切に講すれば、 一般住民の居住にたりて安全を確保するこ とに、物品積荷ハスクを極小化できる場合に は、道路運送車両の保安基準第27条にこから、 そうした表面に積載して運転することは危険である。	1 0 2 0 1 1	防府市	山口県	警察庁 国土交通省			
0120020	電動車いすへの付属物取り付け 要件の緩和	道路交通法第2条第1項第 11号の3及び同条第3項 道路交通法施行規則第1条 の4	電動車いすについて、道路交通法 施行規則で定める一定の基準に 適合する車いすを用いることが可 能なものに限り、「身体障害者用の 車いす」に該当し、これを通行させ ている者は、道路交通法第1項第 11号の3及び同条第3項の規定 により、歩行者として取り扱われ る。 現行法で規制されている電動車いすへの付属 物の取り付けについて、長さ、幅及び高さの 基準を緩和するとともに、個別確認申請をし なくとも一括申請により不特定多数の利用対 象者が共同利用等ができるようにする。	現行の電動車いすの大きさの基準を超えてバスケットの設置や急な雨天等気象変化に 対応できるよう脱着可能な車いすの常時取付を可能とし、また付属物取付の個別確認申 請ではなく一括申請することにより、不特定多数の利用対象者がシェアリングやセビリ ティミックスなど新たな活用形態で自由に移動できる環境を構築することを目指す。 提案理由： 熊本県では低炭素社会の実現に向けた電動モビリティの活用や住民の生活の質（QOL） 向上に向けた「次世代バーナブルモビリティ実証実験」に取り組んでおり、電動 車いすによる実証実験参加者から「買いたい物としても車いすの荷物を積み込むスペースがない 」「また、身体の状態により当該基準に適合する車いすを用いることができない者が用いるものについては、そ れを用いることがやむを得ないことについて警察署の確認を受けることによって警察署長の確認を受けること により、それを通行させる者も歩行者として取り扱われるところとなる。	C	電動車いすは、自走する機能を有するため、手動式など人の力による車いすと比べ て、歩道を通行する他の歩行者に危害を与える可能性が高いなどの問題点があると考え られるところ、大きさ、最高速度等について一定の基準を満たすものに限り、歩行者と して取り扱うことが適当と考えられる。御提案の「基準を緩和した「バスケット」の設 置」や「脱着可能なルーペの常時取付」については、その安全性等が確認できず、その ような物を脱着した際の安全性等についても、現行法を認めたことは困難である。 また、警察署に於ける確認用の車いすの基準を満たす電動車 いすについて、警察署長が他の歩行者の安全な歩行に与える支障の有無及びその程度を 考慮し、その利用がやむを得ないものについて個別にその旨を確認することとしたもの であることから、御提案のような「一括申請」を認めることは困難である。	本提案が実証実験対象地域に限 定していることを踏まえ、右提 案主体からの意見に対して回答 された。	警署長の確認により大きさの基準が除外さ れるのは「他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないもの」 の場合とのことであるが、今回の提案は県 の実証実験として、附属のバスケット等が あつた場合の高齢者等の利便性や活用範囲の 広がりなどQOL向上にどう寄与するかとい うことを検証するものであるから、「その利 用がやむを得ない」場合として検討をお願い したい。また、バスケットについては、折り たたみ式を想定しており、買いたい物等必要な場 合のみ使用するという条件も含めて御検討 いただきたい。	1 0 4 3 0 1 0	熊本県	熊本県	警察庁				